

感染症対策に関する指針

訪問看護ステーション カランコエ

(はじめに)

第1条 感染症対策に関する基本的な考え方

訪問先や事業所内において、食中毒や感染症が発生又は蔓延しないよう感染症対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(感染症対策委員会)

第2条 感染症対策委員会の基本方針

訪問先・事業所内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以って専任の感染対策を担当する者とする。

(2) 感染症対策委員会の業務

委員会は年2回以上開催し、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

委員会の活動内容は次の通りとする。

- ・事業所内の具体的な感染対策を策定する
- ・指針・マニュアルの作成、見直しをする
- ・職員への研修などを企画・立案する
- ・感染症の発生時に委員会に報告し指示を受け、各事業所の職員に周知する
- ・事業所での感染対策の実施状況を把握する
- ・利用者・職員の健康管理の把握に努める
- ・その他必要な事項

(職員研修)

第3条 職員研修に関する基本方針

感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

研修の内容は、感染症対策の基本的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

研修の種類と内容は次のとおりとする。

- ・入職時及び定期的な研修（年1回以上）の感染対策の基本知識研修
- ・必要に応じて随時開催する研修や対応の周知および外部研修会への参加

(平常時の対応)

第4条 感染症対応マニュアルに関する基本方針

- ・介護現場における感染対策の手引き 第3版（厚生労働省）
- ・訪問看護ステーションのための感染予防対策マニュアル（公益社団法人徳島県看護協会）

に沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第9条 その他感染症対策推進のために必要な事項

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

この指針は、令和6年4月1日より適用する。

この指針は、令和6年5月28日より適用する。